



出入国

在留



管理庁



入国審査官／入国警備官
入庁案内 2024

IMMIGRATION SERVICES AGENCY OF JAPAN

世界をつなぐ、未来をつくる。

未来のために、今。

今この時の積み重ねが、明日をつくる。未来を切り拓く。
私たちは、足を止めない。
誰もが安心して共に生きる、日本の未来のために。

第Ⅰ部 出入国在留管理庁を、知る


私たちの社会と出入国在留管理行政	3
出入国在留管理庁を支える5本の柱	5
① 出入国審査	7
② 在留審査	9
③ 在留支援	11
④ 退去強制	13
⑤ 難民の認定	15
特集！入国警備官の活躍	17

第Ⅱ部 出入国在留管理庁で、職業人生を歩む。

無数に広がるキャリアパス	21
初等科研修・初任科研修	23
十人十色のキャリアパス	25
入管人生の到達点	31
ワーク・ライフ・バランス	33
若手職員からの声・採用Q&A	35
採用実績・試験案内・組織紹介	37



出入国在留管理庁の業務と




入国警備官が、
空港のパトロールや、
船中の探索を行い、
不法入国を阻止します。

外国人が日本で暮らすために
必要な在留資格の
審査をします。

入国審査官が空港や海港で、
門番として人の出入りを
チェックします。

社会のつながり

私たちの仕事は、「ひと」と共にあります。
決して派手ではないけれど、
あちらこちらで日本の社会を支えています。



退去強制処分が
確定した外国人を
帰国させるまでの間、
収容する施設があります。

外国人と日本人が
一緒に生活できるよう、
サポートします。

出入国在留管理庁の任務

出入国の管理

日本の玄関を守り人々の
スムーズな移動のために

難民等の 適正な保護

国際社会の一員としての
責務を果たすために

在留の管理

目的に沿った外国人の
在留を実現するために

外国人の 受入れ環境の整備

全ての人々が良き隣人として
暮らせるために

退去強制

日本の安全、
安心を守るために

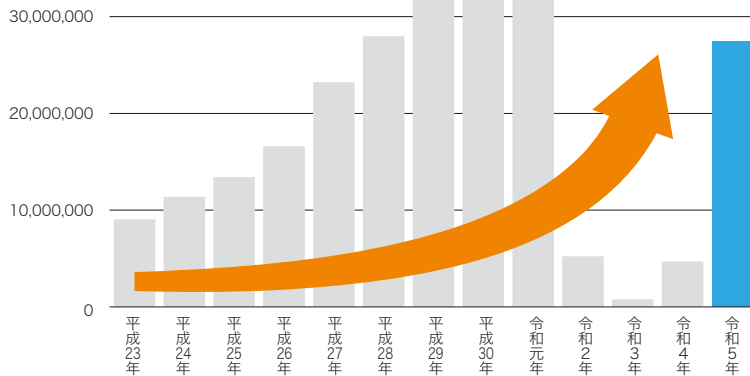
[より詳しい業務紹介はこちら](#)

(出入国在留管理庁パンフレット・業務紹介ページ)



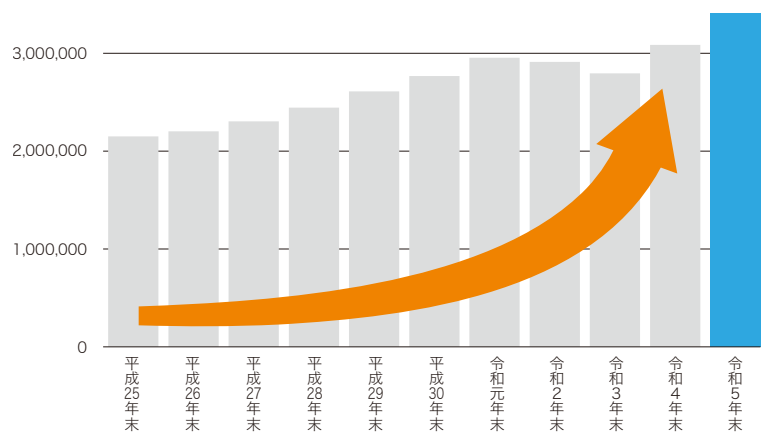
成長を続ける出入国在留管理行政

外国人入国者等の総数の推移



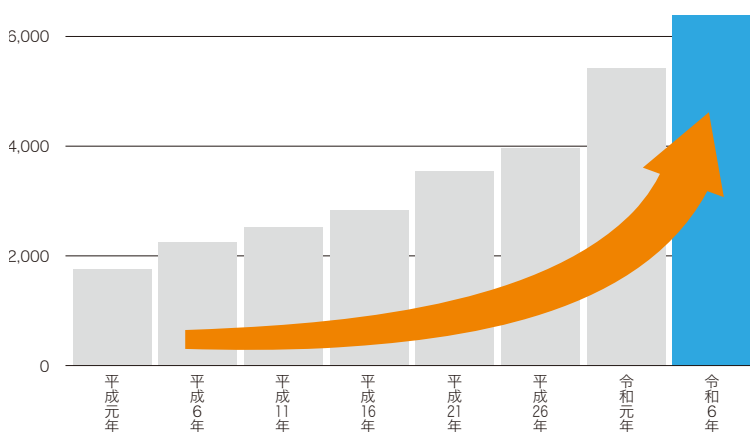
観光立国の実現に向けた政府全体の取組の結果、訪日外国人旅行者を含めた外国人入国者数は急激に増加しました。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に落ち込みましたが、令和5年には8割程度にまで回復しています。

在留外国人総数の推移



我が国の在留外国人数は増加傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少は見られたものの、令和4年末には300万人を突破し、出身国籍・地域も多様化しています。

職員数の変遷



入国者数や在留外国人数の増加に伴い、より幅広く、かつ増大する出入国在留管理庁の役割を果たすため、職員数も大幅に増加しています。

所属 大阪出入国在留管理局
関西空港支局第二審査部門

職名 入国審査官

採用年 平成30年

採用試験 国家公務員採用一般職試験

日本の水際を守る番人

私は関西国際空港で入国審査官として外国人の入国審査や出国確認、そして日本人の出帰国の確認の業務に携わっています。テロリストや犯罪者、不法入国を企てる者など、日本に入国させてはならない者の入国を水際で確実に阻止することが、私たち入国審査官の使命です。数多くの外国人旅客の審査を行いながら、挙動や言動に注意を配り、機械の力も借りつつ、怪しい者を見極めることで、日本の安心と安全を守るために日々務めています。

「はじめての日本人」として

入国審査官は、日本に到着した外国人の方々の方が初めて出会う日本人であり、日本での旅の思い出が悪い印象で始まることのないよう、丁寧な対応を心がけています。「ありがとう」と笑顔でお礼を言ってくるときには、うれしく誇らしい気持ちになります。集中して審査に取り組みながらも、外国からのお客様との間で「ひと」と「ひと」とのコミュニケーションがとれることに、入国審査官としてのやりがいを感じています。

幅広い知識・経験を得て 入国審査を極める

入国審査官の業務は多岐にわたりますが、一つの分野で得た知識がほかの分野の業務に役に立つことが非常に多くあります。この先、これまで経験したことのない分野の業務にも挑戦して様々な知識や経験を身につけ、それらを活かしながら入国審査業務をさらに極めていきたいと考えています。

日本の玄関を守り、
人々のスムーズな移動のために

入国審査のある1日

関西国際空港では、深夜・早朝の国際線の発着に備え、入国審査官は夜勤を含む交替制で勤務しています。夜間の勤務の際には、仮眠の時間が設けられており、徹夜で審査を行うわけではありません。

翌朝、勤務が終了すると、その日は非番となります。非番の翌日は休みとなることが多く、有給休暇も活用して空港からそのまま海外旅行に行く職員もいます。



10:00



上陸審査

まずは上陸審査ブースで外国人の入国審査をします。集中力・観察力をフル稼働させます。



13:00



休憩

同僚と雑談をしてリラックス。ささいな話から審査のヒントを得られることもあります。休憩後、次は出国ブースへ。



09:15



出勤

登庁後、制服に着替えます。今日も一日がんばるぞ！



09:30



メールチェック

連絡事項や今日のスケジュールなどを確認します。



18:30



出国確認

なりすましなどに注意しながら出国ブースで出国確認業務を行います。最終便の後、仮眠を挟んで翌朝の便に対応します。



09:50



ミーティング

班全員が集まり、上司から今日の到着便の情報や乗客の情報などのブリーフィングを行います。

10:00



退勤

24時間の勤務終了。お疲れ様でした！この後は非番なので、空港でおいしいランチを食べ而归ります！

所属 仙台出入国在留管理局
青森出張所
職名 入国審査官
採用年 平成31年
採用試験 国家公務員採用一般職試験

少数精鋭で知識を広げる

私が勤務する青森出張所では、新たに入国を予定する外国人の方の在留資格の事前審査や、日本に在留している外国人の在留資格の更新や変更の申請の受付や審査のほか、県内に所在する青森空港での入国審査や米軍三沢基地での米軍関係者の方々の入国審査等を行っています。出張所は少数精鋭が基本であり、これら全ての業務を全員で担当します。幅広い業務を経験することによって、入国審査官としての経験値を高めることができます。

「ひと」の人生を左右する在留審査の仕事

在留審査は、簡単に言えば申請人から提出された資料を読み込み、その方の日本における在留を認めてよいのかどうか判断する業務であり、その決定は申請人や関係者の将来を左右します。以前複雑な案件を担当したとき、申請人の外国人の方とも対話を重ねながら最終的に「許可」という結果を出したことがありましたが、その方が泣いて喜んでいたことが強く印象に残っています。「ひと」の人生に大きな影響を与える仕事なのだと、改めてその重みを実感しました。

在留審査への知見を深める

日本の在留資格制度では多数の在留資格を扱っており、また、在留外国人の方々も多種多様な目的をもって日本で生活しています。複雑な案件も多くこなしてきましたが、これまでに経験したことのない複雑な案件に遭遇したとしても対応できるような、在留審査のプロを目指したいと考えています。ここ青森出張所では全ての在留資格の審査を行うことができるので、日々勉強を重ねているところです。

目的に沿った
外国人の在留を実現するために

出張所のある 1 日

出張所は規模が小さく、職員数も限られているため、1日のうちに色々な業務を行います。在留審査はデスクワークのイメージがありますが、窓口に来た外国人の方からの申請の受付や相談への対応も行っています。入国審査を行う日には、出張所と空港が離れた場所にあるので、官用車を運転して移動します。国際線の発着に応じて土日の勤務もありますが、その分は平日に休みをとっています。

12:30



昼食

空港への移動がてらランチへ。カレーを食べて午後もがんばるぞ！

09:00



在留審査

まずは提出された申請書をくまなくチェックして、不備などを確認します。申請人に追加の資料を求めることもあります。

14:00



入国審査

空港で入国審査を行います。少人数で効率よく進めます。

11:00



申請受付

外国人の在留に関する色々な申請の受付を行います。書類の書き方や必要な書類についてアドバイスします。

14:30



鑑識

パスポートが本物かどうかをチェック。マイクロスコープで細部まで見逃しません。

11:30



相談対応

在留資格の変更の相談など、親身に話を聞き、解決策を一緒に考えます。

各分野で活躍する 職員紹介

所属 名古屋出入国在留管理局
在留支援部門

職名 入国審査官

採用年 平成21年

採用試験 国家公務員採用Ⅱ種試験

多様な「外国人支援」とつながる

名古屋出入国在留管理局在留支援部門で、地方公共団体やNPO団体と外国人在留支援に関する連携を深めるべく、相談対応や問合せへの回答業務等を担当しています。最近では、県が主催する特定技能の在留資格に関するセミナーに参加し、外国人の受入れを検討している企業を相手に特定技能制度について説明するようなことも行いました。入管庁の外側で、入管とは違う考え方に基づいて外国人支援を担う方々と交流することにより、新たな発見が得られるとともに、視野の広がりを感じます。

在留支援分野の開拓者として

外国人の在留支援は、入管庁が近年新たに担当することになった分野であり、まだ業務のあり方が固まりきっておらず、未開拓の部分が多くあります。だからこそ、新しいアイデアを提案すれば、新たな形の在留支援を展開することができる面白さがあります。一方で、「正解」がない難しさもあり、何をすれば相手に寄り添うことができるのか、それを日々考えながら業務に取り組む必要があります。それでも、例えば開催したセミナーで「理解できた」「分かりやすかった」などの声を聞いたときは達成感があり、やりがいを感じます。

外国人の抱える苦勞を真に理解するために

在留支援業務に携わってきて、「外国人」として外国で過ごすことに興味を持つようになりました。将来的に、在外公館の勤務も経験してみたいと考えています。外国で働くことにより、多様な考え方に触れるとともに、日本という外国で生活する方々の苦勞を知り、その経験をさらに在留支援業務に活かしていきたい、という目標を持っています。

全ての人が
良き隣人として暮らせるために

共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備

支援業務のある1日

支援業務は型にはまっていないことが特徴です。ルーティン業務は少なく、日々いろいろな種類の業務が待ち受けています。仕事で接する相手は、外国人だけでなく、地方公共団体、支援団体のほか、外国人を雇用する企業などもあります。デスクワークもちろんありますが、庁外に出て仕事をすることも多くあります。



13:00



イベント準備

名古屋局のマスコットキャラクター「なごみん」とイベントへの出発準備。



09:00



出勤

今日はイベントがあるから気合を入れていこう!

14:30



イベント実施

子どもたちに入管のお仕事を紹介!



09:30



電話対応

今日のイベントについて、主催者と最終調整。



17:00



打合せ

局に戻って、同僚たちと今日の反省点や次の活動について打合せ。



10:45



窓口対応

相談窓口で外国人の生活上の困りごとについてアドバイス。

おまけ



講演会

実際に講師として在留資格等について説明会を行うこともあります。

所属 入国者収容所東日本入国管理センター
企画管理・執行部門

職名 入国警備官

採用年 令和4年

採用試験 入国警備官採用試験

入念な準備と訓練で「平常心」を保つ

私は、東日本入国管理センターで、退去強制が決まった外国人を国外へ送還する業務を担当しています。送還を計画する際には、送還先国の駐日大使館や航空会社などとも綿密に打合せを行い、スムーズかつ安全に送還するための入念な準備を欠かさず行っています。護送の際に退去を拒む外国人が抵抗した場合には有形力を行使することもあります。どんな事態が発生しても冷静に、そして毅然とした対処ができるよう、あらゆる場面を想定して訓練を日々積み重ねています。

退去強制手続の終着点へ向けて

先日、護送官として退去を拒む外国人を海外へ送還しました。被送還者が飛行機内で暴れる場面もありましたが、航空会社の協力も得て、護送官や被対象者も含め、誰にもけがを負わせることなく送還を完遂することができました。退去強制手続の終着点である送還業務は、我々入国警備官が目指すべき最終目標でもあるため、責任は大きいですが非常にやりがいがあります。

チームの一員として働く

チームプレイである送還業務では、いかに各護送官が連携して業務を進められるか、ということに成否が左右されます。経験の少ない私も、先輩の手厚いサポートに支えられながら、チームの一員として任務に当たっています。今後も、これまで携わってきた業務で先輩から教わってきた知識や学び、反省点を踏まえながら、海外送還の成功に向けて励んでいきたいと思っています。

日本の安全、安心を守る

入国警備官のある1日

入国警備官は、担当業務によって1日の流れが大きく異なります。私が担当している送還業務では、外国人の送還準備をする日は日中の業務となりますが、送還を行う日は護送対象者の搭乗便に合わせて動くので、便によっては業務が深夜や早朝に及ぶこともあり、出勤時間を調整して対応しています。車を運転する機会も多くあり、講習も受けて安全運転に務めています。

08:30



出勤

今日は次の護送業務に向けて準備を進めます!

11:00



打合せ

午後の大使館での打合せに向け、確認事項を皆で整理。

12:30



昼休憩

ランチの後、軽く筋トレ。

09:30



面談

収容中の外国人に、帰国に必要なパスポートと航空券の取得について説明。

15:30



記録作成

業務内容に係る記録作成。今日はこれにておしまい!

10:15



送還準備

成田空港支局の職員と、護送がスムーズに行えるよう電話で打合せ。

所属 東京出入国在留管理局
難民調査第二部門
職名 入国審査官
採用年 平成17年
採用試験 国家公務員採用Ⅱ種試験

申請者の申立ての根幹を探る

私は、難民調査官として難民審査業務を担当しています。難民審査のプロセスにおいては、申請者との面接により、申請者が抱える事情の聞き取りを行うほか、申請者の出身国の情勢について、審査に必要な基礎資料として情報収集を行うこともあります。想像力や知識、これまでに培った経験を駆使し、面接を通じて申請者の主張の根底にあるものを冷静に見極め、中立・公正な審査に務めています。

時にやさしく、時に毅然と

難民審査の面接を行う際には、偏見を持たず、相手が話しやすい雰囲気をつくることを心がけています。結果のいかんにかかわらず、申請者から「話を聞いてもらえてよかった」と言われたときは、難民調査官としてのやりがいを感じます。他方、申請者の中には難民認定申請を濫用していることが明らかな者もあり、そのような場合には厳しく説明することもあります。「やさしさ」だけでなく、日本のルールを守ることを理解していただく必要もあり、バランス感覚が求められます。

世界の「今」とつながる

難民審査に必要な情報収集などを行っていく中で、自然と国際的なニュースに敏感になり、世界の情勢の最前線に立ち会っているという実感があります。難民審査は遠い国の出来事が身近に感じられることが魅力的であり、自分自身にも成長を実感できる分野だと思っています。

国際社会の一員としての
責務を果たすために

難民調査官のある1日

難民調査官としての日々は、難民認定申請者へのインタビューや調書作成、申請者の出身国情報の収集など、一見するとルーティーン業務に思われがちですが、インタビューの相手は様々な国や地域から来日した外国人の方々ですし、一人ひとりの人生に深く関わる話をするので、全く同じという日はありません。自分で勤務時間を調整しやすいので、勤務形態も多様です。

10:00



出勤

子育て中のため、フレックスタイム制を活用しています。今日はインタビューをがんばるぞ。

14:30



調書作成

聞き取った内容を調書にまとめ、インタビューした申請者へ読み聞かせる準備。

11:00



インタビュー①

穏やかな雰囲気の中、難民認定申請者へのインタビュー開始。

17:00



退庁

読み聞かせも終了し、今日は退勤。子どものお迎えの都合に合わせて退勤時間を調整しています。

13:00



インタビュー②

お昼休憩を挟み、引き続きインタビュー。

特集 入国警備官の業務

多くの人にとってあまりなじみのない職業「入国警備官」。不法滞在している外国人を摘発し、国外へ退去強制することを使命としています。

1 違反調査

入国警備官が自ら得た情報や一般の方から寄せられた情報に基づき、入管法に違反している疑いのある外国人を調査したり、必要な情報を収集します。外国人本人や関係者の出頭を求めて取調べを行うこともあります。



綿密な打ち合わせをして、調査に臨みます。



通訳人を介して取調べを行います。

退去強制手続の流れ

違反発覚

1 違反調査

2 収容



警察などと合同で摘発やパトロールを行うこともあります。

不法入国防止のためのパトロールは欠かせません。

摘発

入国警備官は、日本社会の安全や秩序を守るため、不法入国の防止のためのパトロールや不法滞在者の取締りなどを行い、日本の安全・安心を脅かす外国人の発見に努めています。



2 収容

・違反調査の結果、外国人に入管法で定める退去強制の要件に当てはまる疑いが強くあるとき
・退去強制処分が確定したときなどに、外国人の身柄を入国者収容所や地方出入国在留管理局の収容場に収容します。



収容されている外国人は、保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられ、その属する国の風俗習慣、生活様式が尊重されます。



3 4 5

違反審査・口頭審理・裁決

退去強制対象者に該当するか否かを判断するプロセスは違反審判手続と呼ばれ、入国審査官が担当します。
手続きは、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による採決の3段階の仕組みで行われます。



外国人の抱える色々な事情を慎重に聞き取ります。



複数の外国人を同時に送り届けることもあります。

6 送還

退去強制処分が確定した外国人は、速やかにその国籍国などに帰国させることになっています。
入国警備官は、これらの外国人を確実に日本から出国させるため、航空機の搭乗まで送り届けるほか、送還先国まで一緒に航空機に搭乗して送り届けることもあります。



警備士補
調査担当
平成21年採用

警備士
処遇担当
平成16年採用

警守
摘発担当
平成31年採用

警備士
執行担当
平成15年採用

～にゅうこくけいびかんざだんかい～

入国警備官 座談会 ☕ ☕ ☕

入国警備官はチームワークが命。日本全国の入国警備官が退去強制手続の各ステップを分担し、ワンチームとなって「退去」という目的に向けて任務を進めていきます。今回は、それぞれのステップにおけるやりがいや苦勞などを語っていただきました。

日本の安心・安全を縁の下から支える入国警備官。 その知られざる仕事の実態に迫ります！

— まずは、やりがいについて教えてください！

執行担当 日本の治安維持に関われることですね。我々の仕事は外国人を送還することを目的にしているので、相手国に引き渡しを終えたときの達成感は大きいです。

調査担当 そうですね。先日病気で寝たきりになってしまった方を送還する機会があり、最初は病状が重く、話すこともできなかったのですが、ある程度病状が回復するまで待ちつつ、家族やNPO団体の方の協力もいただいて、最終的に帰国便に搭乗してもらった時には安堵と達成感がありました。

処遇担当 私の場合、スムーズに帰国させるために被收容者の話を聞くことがあります。帰国時にお礼を言われることもあって、そんな時にやりがいを感じます。

— 大変なことは何ですか？

摘発担当 摘発は朝早くから実施することも多く、早いときにはホテルに泊まって朝3時集合、というときもありますし、事件によっては月曜から金曜までホテル泊、ということもありますね。

処遇担当 処遇業務では、時々被收容者同士のトラブルが発生すること

もあり、その対応には気をつけています。

執行担当：護送業務で南米に行ったときは2回のトランジットがあり、現地まで70時間くらいかかりました。帰りも同じルートだったので流石に疲れましたね。

処遇担当 私も執行業務担当だったときに南米に行きました。こればかりは仕方ないですよ。

— 入庁時の武道経験や英語力も必須ですか？

処遇担当 私は武道の経験はありません。語学も入ってから学べるので心配ありませんよ。

摘発担当 運動好きではない人も結構いますよね。体力訓練も定期的にありますし、大丈夫かと。

執行担当 まあどちらもできるに越したことはありませんが、入ってから大丈夫です。

— 男性メインの職場のイメージがありますが、女性も活躍していますか？

調査担当：対象者が男性の場合は男性が対応することもあります。男女関係なく連携をとって任務に当たっているので、その意味ではもちろん女性も活躍しています。

摘発担当 摘発の現場では、対象者

が男性の場合は男性職員が対応しますが、その人が逃走を図るなどした場合は女性職員も対応しています。職員の男女に関係なく、対象者の確保以外にも事情を聴取するなど現場でやることはたくさんあります。

immigration control officer



調査担当

退去強制手続の中で、帰国を希望する方や、引き続き日本に留まることを希望する方を対象に調査活動を行っています。



摘発担当

情報提供を元に、張り込みや内偵調査、摘発、摘発後の違反調査を担当しています。



処遇担当

24時間体制で被收容者の処遇を行っています。地震発生時や被收容者同士のトラブルなど、有事の際は現場指揮を行います。



執行担当

送還を受け入れない外国人(送還忌避者)を送還するため、準備から現地に護送するまでの幅広い業務に従事しています。

入国警備官の階級

入国警備官には、警守、警守長、警備士補、警備士、警備士長、警備長、警備監の7階級があり、努力次第で上位の階級に昇進することができます。



警備監



警備長



警備士長



警備士



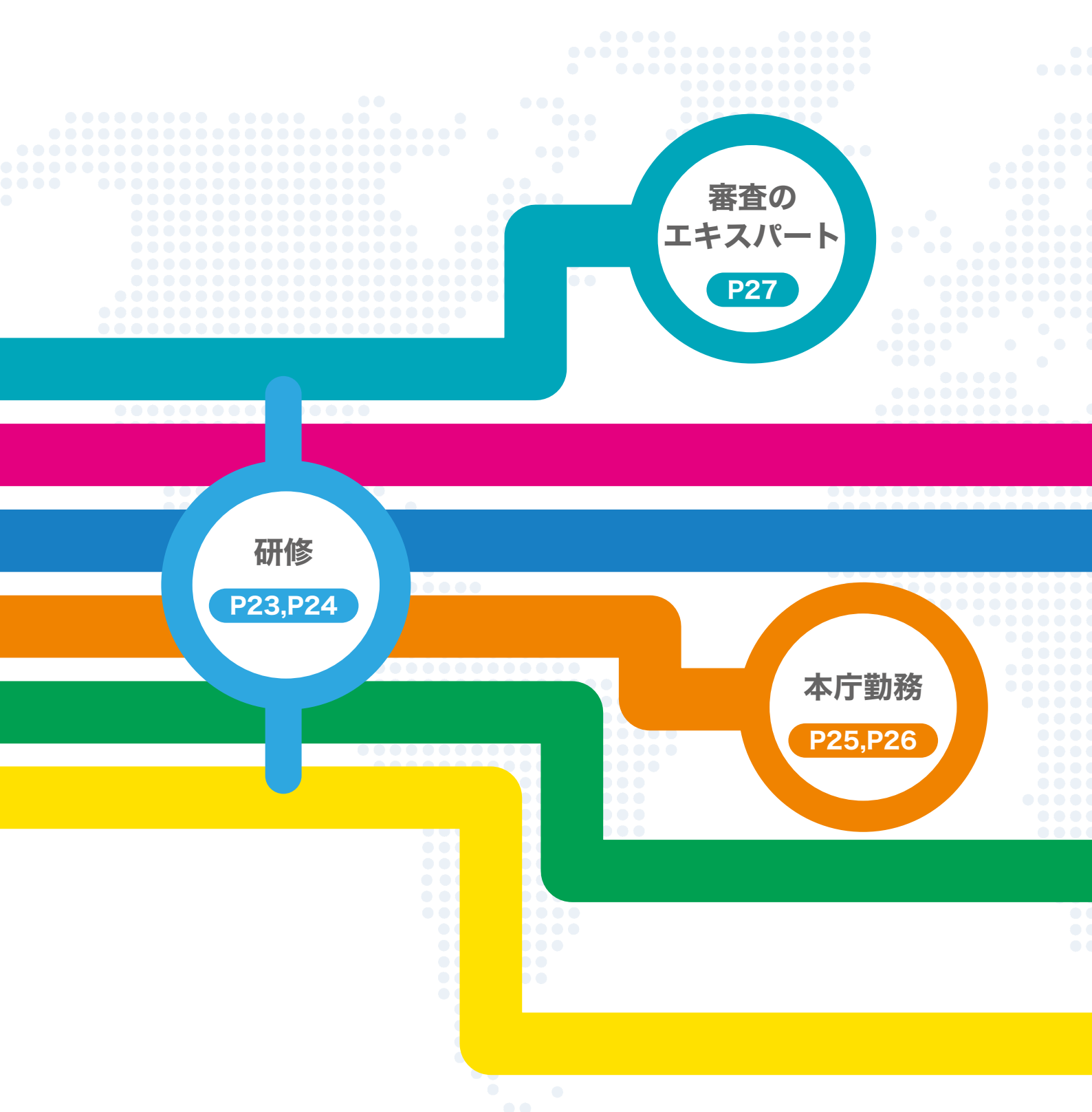
警備士補



警守長



警守



無数の可能性が広がる
出入国在留管理庁の
キャリアパス

組織の
リーダー

P31

在外公館勤務

P28

警備の
エキスパート

P29

他省庁出向

P30

入国警備官・入国審査官の職業人生は十人十色です。一人ひとりに無数の選択肢があり、希望や適性に応じた未来が広がっています。出向や本庁勤務、海外赴任などの機会があれば、専門知識を磨いてエキスパートとして活躍することもできます。出入国在留管理庁では、様々な道を歩む職員が一丸となって働いています。

プロフェッショナルを身につける

初等科研修は、国家公務員採用一般職試験を合格し入庁した職員が、入庁してすぐに受講する研修です。全国から新任の職員が集まり、おおむね30日間、職務に必要な基礎知識や技能を学びます。



法務事務官(入国審査官) 初等科研修

一日の流れ		月	火	水	木	金	土 日
起床 6:30							
日朝点呼 7:00							
清掃 7:00-7:30							
朝礼 8:30-8:50							
講義 9:00-11:50	講義の例	1 法律入門 国家公務員と法律との関係や法律の基本的ルール、法の必要性等について学び、入管庁の職員が職務を遂行する上で必要な法的基礎知識を身に付けます。	文書鑑識 実際に使用している機器を用いながら、偽造パスポート等を見抜くための目を養います。	基礎語学 入管庁職員は、多種多様な国籍の方と接するため、様々な語学を学ぶことが大切となります。基礎語学では、韓国語または中国語のいずれかの授業を受け、挨拶や簡単な会話などの基礎を学びます。	英会話 空港での出入国審査の際など、入国審査官にとって英語は重要なコミュニケーションツールとなります。ネイティブ講師からのレベル別授業で英会話をマスターします。	接遇 接遇の基本を学び、入管職員としてはもちろん、社会人としての素養を身に付けます。	週休日
昼休み 11:50-12:50							
講義 12:50-17:40							
入浴 18:00-21:30							
日夕点呼 22:00							
消灯 22:30							
		2 入管法(難民認定) 入管法の規定、特に難民認定手続(難民の地位に関する条約を含む)、審査請求手続に重点を置き、実務の基礎となる基本的な知識を身に付けます。	行政法 行政活動全体に共通する在り方やルールについて学び、入管庁の職員が職務を遂行する上で必要となる、行政法における基本的な知識を身に付けます。	入管法(出入国・在留) 入管法の規定、特に出入国審査、在留審査に重点を置き、実務の基礎となる基本的な知識を身に付けます。	バイオ鑑識 入国時等に必要となる個人識別情報(指紋・顔写真)について学びます。万人不同・終生不変と言われる指紋の基本的な知識を習得し、不法入国しようとする者やテロリスト等を確実に発見する力を身に付けます。	国際法 国際法の基本的な仕組みや国家の権利・義務及び責任等について学び、入管庁の職員が職務を遂行する上で必要となる、国際法における基本的な知識を身に付けます。	
		3 刑事法	入管法(外国人との共生社会の実現に向けた取組)	民法	入管法(退去強制)	憲法	



基礎語学の講義で韓国語を受講しました。初めて韓国語を学びましたが、韓国人の出入国者が非常に多い空港に勤めているので、今後も学習を続け、業務に活用していきたいです。

初任科研修は、新たに採用された入国警備官を対象としています。座学だけではなく、逮捕術等の実技の指導も行われます。期間はおおむね110日間で、新任の入国警備官どうしの絆も深めながら、入国警備官としての素養を身につけます。



入国警備官 初任科研修

一日の流れ		月	火	水	木	金	土日
起床 6:30							
日朝点呼・清掃 7:00-7:30	講義の例	1 点検礼式 入国警備官は公安職であることから、一般の公務員と比較してより一層厳しい規律が求められます。点検礼式は、入国警備官として必要な作法を身に付けるもので、訓練を重ねながら所作に磨きをかけていきます。	逮捕術 新任の入国警備官が職務を執行するに当たり、攻撃や抵抗を受けたときに、安全・確実に対応することができるよう逮捕術の技を学びます。	見学 入国警備官として業務遂行に必要な集団行動の重要性について学びます。また、様々な施設・企業を見学することで、入国警備官として必要な広い視野を養います。	拳銃操法 入国審査官も入国警備官も入管法上、武器を使用できるとされており、特に入国警備官は初任科研修において、拳銃等の取扱いに関する基本的事項を習得するための訓練が実施されます。	体育 基礎体力は入国警備官にとって欠かせません。初任科研修では、毎回恒例の牛久大仏まで走る「大仏マラソン」が行われます。	週休日
通常点検・朝礼 8:30-8:50		2 英会話 外国人と簡単な英語でコミュニケーションがとれることは、入国警備官にとって大きなアドバンテージとなります。ネイティブ講師からのレベル別授業で英会話の基本をマスターします。	救急法 被收容者の処遇を担当する入国警備官にとって不可欠な救命措置の知識を身に付けます。人工呼吸や心臓マッサージ、AEDの使用法などを学び、緊急時に的確な対応ができるよう備えます。	指紋鑑識 指紋の基礎的知識及び正しい指紋採取の方法を学びます。指紋は個人識別上の王様と言われており、同じ指紋は一兆分の一の確率と言われていいます。覆すことのできない証拠となり得る指紋の正しい採取方法を習得します。	入管法(退去強制) 入管法の規定、特に退去強制の意義・原則、退去強制の手続に重点を置き、実務の基礎となる基本的な知識を身に付けます。	憲法 憲法が我が国の法体系の根幹にあることや、憲法が保障する人権の概要等について学び、入管庁の職員が職務を遂行する上で必要となる、憲法における基本的な知識を身に付けます。	
講義 9:00-11:50		3 国際法	班別討議	入管法(出入国・在留)	教養講座	文書鑑識	
昼休み 11:50-12:50							
講義 12:50-17:40							
入浴 18:00-21:30							
日夕点呼 22:00							
消灯 22:30							

研修に参加する前は、長期間参加することに不安もありましたが、他の研修員とも仲良くなり、助け合いながら受講することができました。



十人十色のキャリアパス



入管庁の基盤を支える

出入国在留管理庁総務課
施設係長

平成22年採用
国家公務員採用Ⅱ種試験

- H22.1 東京入国管理局
成田空港支局審査管理部門
- H22.4 東京入国管理局
成田空港支局第七審査部門
- H24.3 東京入国管理局
成田空港支局審査管理部門
- H25.5 東京入国管理局
成田空港支局情報管理部門
- H28.4 法務省入国管理局
出入国管理情報官付
- H29.4 法務省大臣官房秘書課
情報管理室
- H30.4 法務省大臣官房秘書課
政策立案・情報管理室
- R2.10 総務省行政管理局
- R3.9 デジタル庁統括官付
参事官付
- R5.4 東京出入国在留管理局
留学審査部門
- R5.11 現職

システム開発に携わる

入管庁は出入国審査や在留審査などを様々な情報システムを駆使して行っています。私は長い間その企画や開発に携わってきました。文学部の出身なので、元々システム関連の知識があったわけではなく、用語の学習から各システム、ネットワークの仕組みなどを勉強し、今に至っています。最近では、デジタル庁に出向し、民間からの出向者からも知識を吸収することができました。入管庁の任務をITの分野から支えることはもちろん、テレワークの普及など、最先端の技術を働き方改革にもつなげていきたいと考えています。

空港への新技術の導入

平成28年、バイオカートの開発を担当しました。機器の開発はもちろん、動線としてどこに配置すべきか、実際に審査は早くなるのか等、山積する問題をひとつひとつ地方局と連携して運用面の検討も行いました。導入の際にはデモ機を携えて全国各地を回るなど、苦労しましたが、今もバイオカートが現場で動いているのを見ると、非常に達成感を覚えます。



バイオカート

各空港の審査待ち時間短縮のため、外国人からの指紋及び顔写真を、審査ブースではなく待機列で事前取得するための機器です。審査ブースでの手続が省略化できるため、外国人一人当たりの審査時間を短くする効果があります。



バイオカートは、出入国審査の「円滑さ」と「厳格さ」を支える強力な助っ人です。

国際業務に携わる

大学時代に英語学を専攻していたので、外国と関わる仕事がしたいと思い入管庁に入庁しました。これまで札幌局を主軸に、在留審査や出入国審査、外国人支援など幅広く携わってきましたが、特に印象に残っているのは本省入国管理局(当時)で外務省との折衝や国際会議の開催を担当したことです。世界各国からのお客様をお迎えするに当たり、会場選定から食事や宿泊先の手配などの細かい部分まで携わったことは、とても楽しくやりがいがありました。

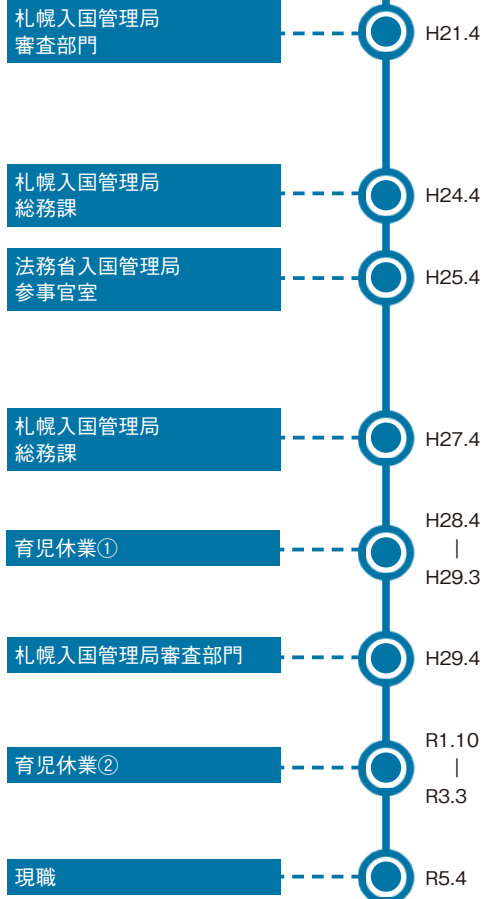
育児との両立

現在、2人の子どもの育児をしながら働いています。2回目の育休明けから、育児時間制度(1日最長2時間、勤務を短くできる制度)を利用しています。令和3年から2年間は、特定技能外国人の審査を担当しました。時間が限られる中での勤務でしたが、逆に効率良く働くことを常に念頭に置いていたので、集中して取り組むことができました。



札幌出入国在留管理局総務課 総務係長

平成21年採用
国家公務員採用Ⅱ種試験



Keyword

本庁勤務

国家公務員採用一般職試験・入国警備官採用試験に合格し、各地方出入国在留管理局で採用された職員であっても、出入国在留管理庁本庁(霞が関)で勤務するチャンスがあります。現場とはまた異なる、日本の将来を決めるダイナミックな業務に挑戦してみませんか？



霞が関のオフィスでは、美しい赤れんがの建物(法務省旧本館)が四季折々、私たち職員を出迎えてくれます。

十人十色のキャリアパス



審査業務を極める

高松出入国在留管理局
松山出張所入国審査官
平成17年採用
国家公務員採用Ⅱ種試験

- H17.10 札幌入国管理局審査部門
- H18.10 札幌入国管理局
千歳苫小牧出張所
- H21.4 札幌法務局
- H23.4 札幌入国管理局審査部門
- H24.4 大阪入国管理局
関西空港支局
偽変造文書対策室
- H26.7 財務省関西空港税関支署
- H28.7 大阪入国管理局
関西空港支局
- H29.4 大阪入国管理局
関西空港支局
偽変造文書対策室
- H30.4 高松入国管理局審査部門
- R3.3 高松出入国在留管理局
総務課
- R5.4 現職

日本各地を飛び回る

私は元々関西出身なのですが、北海道の大学を卒業したので、その縁で札幌入国管理局(当時)に入庁しました。職員の中には地元で根付いて働きたいという人もいますが、私はむしろ全国転勤を試してみたいと考えて、あえて全国転勤ができる国家公務員を志望し、札幌や地元関西を経て、今に至っています。また、出向で法務局での不動産関係の仕事や、関西国際空港で税関に出向し荷物検査の仕事に携わりましたが、入管での知識を活かしつつ、出向先での新たな知識を吸収できたことは貴重な経験となりました。

偽のパスポートを見破る

平成24年と平成29年の2回、空港の偽変造文書対策室で旅券等の文書鑑識業務に従事しました。専門知識や経験が必要なので最初は苦労しましたが、慣れてくると非常に面白い分野でした。その時の経験を活かし、審査ブースでの通常の上陸審査の際に偽変造旅券を発券できた時には非常に嬉しく、やりがいを感じました。



Keyword

他省庁への出向

入管庁では、他省庁本省への派遣をはじめ、各省庁の地方支分部局や、都道府県警察を含む地方自治体にも職員を派遣しています。2～3年のスパンで出向し、帰庁後にはその経験を活かして更なる活躍をしています。

全国各地で活躍する入管庁職員

霞が関：13省庁
出向先例 内閣官房、外務省、国土交通省など
その他：24機関



入国警備官として、入国審査官として

私は入国警備官として入庁しましたが、現在は入国審査官として勤務しています。入国警備官時代は調査、摘発、処遇、執行と一通り経験しましたし、那覇支局や石垣港出張所で勤務していた時には、尖閣諸島の警備にも従事していました。出向も経験し、入国警備官として一通りの知識と経験が身についたので、今度は入国審査官の業務にも携わってみたい、と考えました。これまで深めてきた見識を活かして外国人の方々のバックグラウンドや心情を理解することはもちろん、部下職員にもこれまでの経験を共有していけたら、と考えています。

在外公館で働く

平成31年4月から在韓国日本国大使館で3年間勤務しました。現地では警備対策官として、大使館の警備やデモへの対応などを担当していました。当時、反日感情がかなり高かったため、5万人もの人が集まるデモ活動が大使館周囲で行われたこともありましたが、何事もなく大使館を守れたときには安堵とやりがいを感じました。また、韓国入管との関係性を築けたこともよい経験となりました。



福岡出入国在留管理局 審査部門統括審査官

平成16年採用
入国警備官採用試験

福岡入国管理局警備部門	H16.10
福岡入国管理局 福岡空港出張所	H17.10
福岡入国管理局警備部門	H18.4
福岡入国管理局 那覇支局石垣港出張所	H19.4
福岡入国管理局警備部門	H21.3
福岡拘置所処遇部 (処遇部門)	H22.4
福岡入国管理局警備部門	H24.4
福岡入国管理局那覇支局 警備部門	H26.4
第七管区海上保安本部	H28.4
福岡入国管理局警備部門	H30.4
外務省	H31.3
福岡出入国在留管理局 審査管理部門	R4.4
現職	R5.4



Keyword

在外公館への出向

入管庁からは、外務省への出向の形で在外公館への職員派遣を行っています。3年程度、領事として査証発給に携わったり、警備対策官として在外公館の安全を守ったりする仕事に主に従事しています。

世界へ羽ばたく入管庁職員

13か国・地域

中国、韓国、英国、
ベトナムなど

出向者数：29人
(令和5年度)



十人十色のキャリアパス



警備業務を極める

出入国在留管理庁
出入国管理部警備課
医療企画係主任

平成22年採用
入国警備官採用試験

H22.4

入国者収容所
東日本入国管理センター
処遇部門

H24.4

入国者収容所
東日本入国管理センター
企画管理・執行部門

H25.4

東京入国管理局処遇部門

H27.7

東京入国管理局
企画管理部門
～准看護師学校通学
(平成27年4月から
平成29年3月まで)～

H29.3

准看護師試験合格

H29.4

東京入国管理局処遇部門

R4.4

東京出入国在留管理局
横浜支局処遇・執行部門

R4.10

現職

准看護師資格を取得して

被収容者の健康面をフォローする

入庁後、入国警備官として収容施設で被収容者の処遇に携わる中で、病気などを抱える被収容者の対応に悩む同僚の力になりたい、と考えて准看護師資格取得を決意しました。庁内の養成制度に応募し、2年間、准看護師養成学校に通って、准看護師資格試験に合格しました。資格を取得し、医療の知識や技術を得たことは、処遇業務だけでなく、病気のある者の送還の付き添いなど、様々な警備業務でいかすことができていると感じています。実際に病気を診断するのは医師ですが、私たち准看護師資格を持つ入国警備官の観察の結果、被収容者本人が把握していない病気の発見につながることもあり、被収容者の健康管理、ひいては適切な出入国在留管理業務の一助となれることに使命感ややりがいを感じます。今後も、あらゆる局面でこれまで得た知識と経験を活かしながら活躍していきたいです。

医療従事者との連携、適切な健康管理を

資格の取得後、平成29年から被収容者の診療業務に従事しました。准看護師の知識や入国警備官としての経験を活かして、被収容者のバイタルサイン測定や体調の観察を行い、観察で得た情報を確実に医師や看護師へ引き継ぐことで、適切な診察や治療につなげられるよう心掛けていました。准看護師資格を持つ入国警備官は、医療と警備の両方の業務を理解し、両者の間に立って調整を図る人材として、医療との連携強化を進め、円滑な診療業務を行う上で重要な役割を担っています。被収容者を安全かつ確実に送還するという目標達成のためには、収容中の被収容者の健康管理は欠かせません。

24時間365日動く現場を支える

これまでの入管職員人生の半分以上でシステム関係の業務に携わってきました。特に出入国に関するシステムの運用を担当していた時には、24時間365日、常にどこかの空海港で出入国審査が行われているため、絶対に止めてはならないシステムを扱っているという緊張感がありました。また、現場とのやりとりも重要であり、いかに現場の理解を得つつ、現場のニーズに沿った運用ができるのか、ということを中心に考えながら働いていました。入管業務に必要な不可欠な基礎となる環境を築き、副次的に入管行政に責任を負うことへのプレッシャーはありましたが、その分大きなやりがいを感じながら業務に当たっていました。

全く異なる畑「多文化共生」分野での出向

今は栃木県小山市で多文化共生施策と、市国際交流協会の事務局を担当しています。また、国際専門監として、庁内で外国人対応のアドバイザー的な役割を担っていてもいます。単に外国人を支援するだけでなく、日本人と外国人とが互いに共生したいと思える環境作りのため、日々励んでいます。市役所に勤務してみて、外国人住民も含め、市民との距離が近く、生の声を聞くことができ非常に興味深いです。



Keyword 外国人在留支援センター (FRESC)

外国人在留支援センター(FRESC/フレस्क)では、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。



小山市役所市民生活部
国際政策課国際専門監兼
多文化共生推進係長

平成26年採用
国家公務員一般職採用試験

福岡入国管理局会計課

H26.3

福岡入国管理局
福岡空港出張所

H28.4

東京入国管理局
情報管理部門

H30.4

出入国在留管理庁
総務課情報システム管理室

H31.4

現職

R5.4

宮尾 芳彰

東京出入国在留管理局長



「面白さ」を 求めるあなたへ。

入管庁には、夢中になって取り組める仕事がたくさんあります。そして、その全ては日本を良くするためのものです。他では経験できない刺激的な日々を送りながら、色とりどりのキャリアパスを、あなた自身の手で選びとってみませんか。

変わりゆく日本とともに、変わりゆく入管

私は昭和57年の入国警備官採用試験に合格し、当時の大阪入国管理局に入国警備官として採用されました。当時、入管の存在は非常にマイナーで、私自身も職業紹介書籍でその存在を知ったほどでした。また、当時の日本では、摘発といえば韓国からの密入国者が多い時代であり、東アジア系以外の外国人は非常に目立つ存在でした。

ところが今では、日本に在留する外国人の数は300万人を超え、国籍も多様となりましたし、日本人にとっても海外旅行が身近となり、入管の知名度も上がってきたことを肌で感じるようになりました。

外国人が増えれば増えるほど、我々の業務は幅広く、かつ役割は増大していきます。元々の入管の業務は「公正な管理」という視点が強く、厳しさを掲げながら務めてきましたが、令和元年から「外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能」を入管庁が担うことになり、日本人と外国人がともに心地よく共生できる社会の実現に向けて、我々が日本をリードすることになりました。それは、「ひと」を扱う入管庁だからこそ任された新たな任務であり、今後の国の維持・発展の上で不可欠なものといえるでしょう。

私がこれまで長きにわたり入管行政に携わってこられたのは、そんな「変化」が刺激的で、魅力的に感じたからなのだと思います。公務員としてこんなにも面白い仕事は他にないと言っても過言ではありません。

「縁」

私の入管人生を一言で表すなら、「縁」という言葉が最も当てはまるでしょう。そもそも入国警備官採用試験を受けたのも、今ではインターネットがありますが、当時は紹介本でしか知るすべはなく、もし入国警備官のページを読み飛ばしていたら私は今ここにいないでしょう。そんな不思議な縁から始まり、担当してきたこれまでの仕事での周囲の職員との縁、在外公館で得られた経験、警察学校での学びも、一つ一つのステージが様々な縁により支えられてきました。警備課時代には、送還に非協力的な国との交渉を粘り強く続け、外務省とともに現地へと足を運び、やっとの思いで協力にこぎ着けたこともあります。それは、現場も、本庁も一体となった熱い思いが結びつけた外国との「縁」なのだと思います。

そうした沢山の縁により得られたものを次世代へ繋ぎ、さらにその次へと繋いでいくために、日々の業務に務めています。

大阪入国管理局
警備第一課

S58.4

東京入国管理局
首席入国警備官
(調査第一部門)

H27.4

法務省入国管理局
警備課警備指導官

H29.4

法務省入国管理局
警備課長

H31.1

出入国在留管理庁
出入国管理部警備課長

H31.4

東京出入国在留管理局
次長

R1.10

大阪出入国在留管理局
神戸支局長

R2.4

出入国在留管理庁
出入国管理部審判課長

R3.4

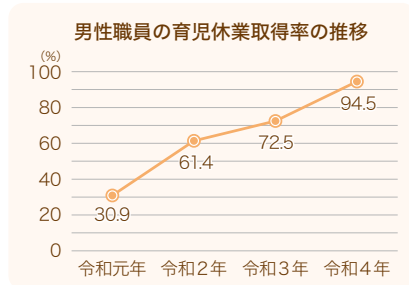
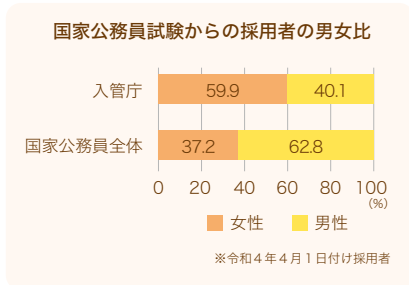
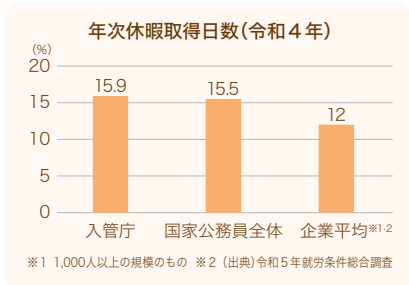
出入国在留管理庁
出入国管理部警備課長

R3.9

現職

R5.4

ワークライフバランス



東京出入国在留管理局 審査管理部門 入国審査官(女性)

女性の多い職場だからこそ

私は約2年9か月間、産休と育休を取得しました。職場に女性職員が多く、産休取得時期についても心理的なハードルなく上司に相談することができました。職場には育児と家庭を両立する職員が男女ともに多く、産休や育休をはじめとした育児支援のための制度も利用しやすい組織風土があります。復帰後は、育児時間などの短時間勤務制度を利用しており、また、子どもの体調不良による突発的な休暇をとることも多々ありますが、「仕事の代わりはいても、母親の代わりはない」という上司からのあたたかい後押しや同僚からのサポートのおかげで、育児と両立して仕事をする事ができています。



子育て中の職員の



ある一日のスケジュール

- 6:00 起床、朝食の準備
- 7:40 子どもと一緒に自宅を出発
- 9:30 勤務開始



メールや連絡事項を確認。



窓口で申請の受付などを行います。

- 15:45 退庁



- 17:45 子どものお迎え
- 18:30 夕食
- 19:30 子どもと過ごす時間
- 21:00 寝かしつけ後、自分のための時間
- 23:00 就寝

Balance

誰もが輝き、
自己実現できる職場へ



育休取得は「あたりまえ」

私は子どもの誕生とともに1か月ほど育休を取得しました。制度を利用しようと思ったきっかけ、というものは特になく、年次休暇と同じように、制度があるから当たり前を取得する、そんな感覚でしたし、今の職場内では周囲もそれが当然、という雰囲気がありました。実際に取得してみると、産後の家族の体力的・精神的なサポートができたことは何にも代えがたいものでしたし、復帰してからは仕事相手にも様々な事情があり、思いやりをもつことが重要である、ということにも改めて気付くことができました。育休を取得して本当に良かったと感じていますし、これから子どもを持つ人にも遠慮なく取ってほしいと思います。

在留管理支援部 情報分析官付
法務事務官(男性)



大阪出入国在留管理局 職員課
法務事務官(男性)



たった数年間でも感じる変化

私には3人の子どもがいて、現在は2回目の育児休業取得中です。1人目の子はもう小学生になりますが、その子が生まれたときにはまだ「男性の育休」はそれほど浸透しておらず、誕生に合わせて数日間休暇を取得したのみでした。その後、4年前に2人目の子が生まれたときには徐々に男性も育休を取得する例が増えていたので、私も1か月の育休を取得し、今では約8か月の育休を取得するに至っています。育児は育休の終了とともに終わるのではなく、これからも様々な制度を利用しながら子育てをしていくこととなりますが、職場内の意識が大きく変化してきており、とても心強く感じています。

若手職員に
聞いてみました!

REAL VOICE

—リアルヴォイス—



**仕事にやりがいがあると
感じるのはどんなときですか?**



審査業務の中で外国人に感謝されたとき。

法律や審査の知識が身に付いたことで、業務の幅が広がったとき。

困難な事案に対処できたとき。

業務の中で、日本の治安を守っていると実感できたとき。



**職場の雰囲気は
どうですか?**



先輩職員が、よく気に掛けてくれる。

穏やかな人柄の職員が多いように感じる。

職場全体として皆で助け合う温かい雰囲気がある。

公私問わず、職員同士でいろいろな話をするができる。



**入管庁のいいところを
教えてください!**



我が国にとって重要な外国人との共生社会の実現に貢献することができる。

職場の雰囲気が良く、分からない点などは先輩職員に相談しやすい環境が整っていて、安心して業務に従事できる。

外国人と関わりながら、日本の平和や安全に寄与できる。

業務の幅が広く、また政策や国際情勢の影響を受けて常に状況が変化する中で働けるため、飽きずに長く様々な経験を重ねることができる。



**入庁後に感じた入庁前との
ギャップは何ですか?**



在留審査を通じてたくさんの人々の生活に触れることができること。

在留審査業務の中でも、実地調査や窓口業務など、デスクワーク以外の仕事も少ないこと。

思っていたより多種多様な業務があること。

空港での上陸審査が主な業務だと思っていたが、上陸前の事前審査や在留中の外国人の審査など、幅広い業務があることを知ったこと。



採用



Q 入国審査官になるには
どの試験を受験すればいいですか。

A 人事院が実施する国家公務員採用一般職試験(大卒程度)又は国家公務員採用一般職試験(高卒程度)の合格者の中から職員を採用しています。

Q 入国警備官になるには
どの試験を受験すればいいですか。

A 人事院及び出入国在留管理庁が共同で実施する入国警備官採用試験の合格者の中から職員を採用しています。なお、高卒程度の試験である警備官区分と、社会人対象の試験である警備官(社会人)区分があります。

Q 出入国在留管理庁では
どのような知識が必要ですか。

A 出入国在留管理行政には、学生時代に学んだ内容だけでは対応できない事柄も多く、入庁前に有している知識よりも、入庁後に得る知識や経験の方がより重要になります。そのため、職員には様々なバックグラウンドを持つ者がおり入庁時に特別な知識は必要ありません。

Q 出入国在留管理庁では
どのような人材が
求められているのですか。

A 出入国在留管理庁では、相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することのできる人材を求めています。なお、出入国在留管理庁では、人物本位の採用を行っているため、採用において年齢、新卒、既卒、出身校や出身学部等は一切影響しません。

Q 英語力はどの程度必要ですか。

A 英語力は高い方が望ましいですが、採用時に英語力が高なくても、採用後の研修や自主的な勉強により英語力を高め、国際的な分野で活躍している職員も多くいます。

Q 仕事や研究で
海外に行く機会がありますか。

A 書記官や領事等として在外公館で勤務する機会や国際会議への出席等で海外出張する機会があります。また、人事院の行政官長期在外研修(2年)や行政官短期在外研修(1年又は6月)等を利用して、留学又は国際機関等で研究を行う職員もいます。

Q 勤務地と異動について
教えてください。

A 採用後は主に地方出入国在留管理局などで勤務し、実務を経験します。その後は、2、3年のサイクルで異動し、採用された管区以外でも勤務することができます。

採用実績・入国警備官採用試験案内



2024年度入国警備官採用試験案内

入国警備官は、「入国警備官採用試験」または「入国警備官採用試験（社会人）」の合格者の中から採用します。1次試験（筆記）では、基礎能力試験（多肢選択式）及び作文試験を行い、2次試験では、人物試験のほか、身体測定、身体検査、体力検査を行います。

受付期間

7月16日(火)～7月25日(木)

[詳細はこちら！](#)



[お申込みはこちら！](#)



出入国在留管理庁の組織

出入国在留管理行政を行うための機構として、法務省の外局として出入国在留管理庁が設けられているほか、地方出入国在留管理局（8か所）、同支局（7か所）、出張所（61か所）及び入国管理センター（2か所）が設けられています。

仙台出入国在留管理局



札幌出入国在留管理局



東日本入国管理センター



出入国在留管理庁

東京出入国在留管理局



成田空港支局

羽田空港支局

横浜支局

受験資格

警備官

- (1) 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者

警備官(社会人)

昭和59年4月2日以降に生まれた者
(上記1の(1)に規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。)

採用実績

直近3か年の一般職採用試験及び入国警備官採用試験の採用実績は以下の通りです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般職採用試験 (大卒)	174(94)	121(72)	149(73)
一般職採用試験 (高卒)	93(32)	60(36)	67(38)
入国警備官採用試験	186(45)	24(5)	70(23)
入国警備官採用試験 (社会人)	4(0)	5(1)	5(1)

令和5年12月31日時点 ※()は女性で内数



一般職(入国審査官)
採用について



入国警備官
採用について

